

議案第69号

大津市教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための検証委員会条例の制定
について

平成29年6月5日提出

大津市長 越 直 美

大津市教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための検証委員会条例
(設置)

第1条 教育・保育施設等で教育又は保育を受ける者が当該教育・保育施設等の利用中に死亡し、又は重篤な傷病を負う事故（以下「重大事故」という。）が発生した場合において、その原因等及び再発防止のための方策を調査審議するため、大津市教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための検証委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この条例において「教育・保育施設等」とは、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項に規定する特定教育・保育施設、同法第29条第3項第1号に規定する特定地域型保育事業所、同法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業（同条第2号、第5号、第10号及び第11号に掲げるものに限る。）を行う施設及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条第1項に規定する施設（同法第6条の3第9項から第12項まで又は第39条第1項に規定する業務を目的とするものに限る。）をいう。

(所掌事務)

第3条 委員会は、市長の諮問に応じ、本市の区域内に存する教育・保育施設等における重大事故について、その原因等及び再発防止のための方策について調査審議し、その結果を答申する。

(組織)

第4条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

(委員)

第5条 委員は、教育・保育施設等における重大事故の再発防止に関し知見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(専門委員)

第6条 委員会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 専門委員は、その者の委嘱に係る当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。
- 4 前条第4項の規定は、専門委員について準用する。

(委員長)

第7条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第8条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員及び議事に関係のある専門委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員会の議事は、委員及び議事に関係のある専門委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(調査員)

第9条 委員会に、その所掌事務の遂行に必要な調査を行わせるため、必要に応じ、調査員若干人を置くことができる。

- 2 調査員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 調査員は、附属機関の委員とみなして、大津市議会議員の議員報酬等及び非常勤職員の報酬

等に関する条例（昭和31年条例第19号）の規定を適用する。

4 第5条第4項の規定は、調査員について準用する。

（庶務）

第10条 委員会の庶務は、福祉子ども部において処理する。

（委任）

第11条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成29年7月1日から施行する。

議案第70号

大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

平成29年6月5日提出

大津市長 越 直 美

大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例

大津市附属機関設置条例（平成24年条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部大津市富士見市民温水プール整備・運営事業審査委員会の項を削り、同部大津市医療福祉推進協議会の項中「及び市職員」を削り、同部大津市肺がん結核検診協議会の項、大津市消化器がん検診協議会の項及び大津市乳がん検診協議会の項中「、医療関係団体から選出された者及び市職員」を「及び医療関係団体から選出された者」に改め、同部大津市ごみ処理施設整備・運営事業審査委員会の項及び大津市大規模盛土造成地調査検討委員会の項を削り、同表教育委員会の部大津市立小中学校いじめ等事案対策検討委員会の項中「及び市職員」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第71号

大津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成29年6月5日提出

大津市長 越 直 美

大津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

大津市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第4条中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第11条第7号中「別居したこと」の次に「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第72号

大津市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成29年6月5日提出

大津市長 越 直 美

大津市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例

大津市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和26年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項を次のように改める。

減給は、1年以下の期間、給料の月額^の10分の1以下に相当する額を、給与から減ずるものとする。

第4条第1項中「1日以上6月以下」を「、1日以上1年以下」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成29年10月1日から施行する。
- 2 改正後の大津市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に生じた事案に係る懲戒処分について適用し、同日前に生じた事案に係る懲戒処分については、なお従前の例による。

議案第 73 号

大津市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

平成 29 年 6 月 5 日提出

大津市長 越 直 美

大津市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

大津市職員退職手当支給条例（昭和 37 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 10 項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) その者が次のいずれかに該当する者であって、市長が雇用保険法第 24 条の 2 第 1 項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたものである場合

ア 特定退職者であって、雇用保険法第 24 条の 2 第 1 項各号に掲げる者に相当する者として規則で定める者のいずれかに該当するもの

イ 雇用保険法第 22 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第 24 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当するもの

第 9 条第 11 項第 5 号中「公共職業安定所」の次に「、職業安定法第 4 条第 8 項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第 18 条の 2 に規定する職業紹介事業者」を加える。

「付 則」を「附 則」に改める。

附則第 3 項中「付則第 3 項」を「附則第 3 項」に改める。

附則第 5 項中「付則第 3 項」を「附則第 3 項」に改める。

附則に次の 1 項を加える。

7 平成 34 年 3 月 31 日以前に退職した職員に対する第 9 条第 10 項の規定の適用については、

同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当するもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として内に居住するもの（アに掲げる者を除く。）

規則で定める者に該当するものとする。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第9条第11項第5号の改正規定及び附則第3条の規定は、平成30年1月1日から施行する。

2 改正後の大津市職員退職手当支給条例（以下「新条例」という。）第9条第10項及び附則第7項の規定は、平成29年4月1日から適用する。

（経過措置）

第2条 新条例第9条第10項（第2号に係る部分に限り、新条例附則第7項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した大津市職員退職手当支給条例第2条に規定する職員をいう。次条において同じ。）であって大津市職員退職手当支給条例第9条第1項第2号に規定する所定給付日数から同項に規定する待期日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第3項の退職手当の支給を受け終わった日が平成29年4月1日以後であるものについて適用する。

第3条 退職職員であって雇用保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第14号）第4条の規定による改正後の職業安定法（昭和22年法律第141号。以下「新職業安定法」という。）第4条第8項に規定する特定地方公共団体又は新職業安定法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対する新条例第9条第11項（第5号に係る部分に限り、大津市職員退職手当支給条例第9条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が平成30年1月1日以後である場合について適用する。

議案第 74 号

大津市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

平成 29 年 6 月 5 日提出

大 津 市 長 越 直 美

大津市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大津市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関
する基準を定める条例（平成 26 年条例第 60 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「場合は」の次に「、必要に応じて」を、「支給認定証」の次に「（支給認定保護者が
支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年
内閣府令第 44 号）第 7 条第 2 項に基づく通知）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第75号

大津市介護保険法に基づく地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

平成29年6月5日提出

大津市長 越 直 美

大津市介護保険法に基づく地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大津市介護保険法に基づく地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準
を定める条例（平成27年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号中「第140条の68第1項」を「第140条の66第1号イ(3)」に、「主
任介護支援専門員研修を修了した者」を「主任介護支援専門員」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第4条第1項第3号に規定する主任介護支援専門員には、介護保険法施行規則の一
部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第48号）附則第2条第4項の規定によりなお従
前の例によることとされる者を含むものとする。

議案第 76 号

大津市工場立地法準則条例の一部を改正する条例の制定について

平成 29 年 6 月 5 日提出

大 津 市 長 越 直 美

大津市工場立地法準則条例の一部を改正する条例

大津市工場立地法準則条例（平成 27 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 4 条の 2 第 2 項」を「第 4 条の 2 第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 77 号

大津市勤労福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について

平成 29 年 6 月 5 日提出

大津市長 越 直 美

大津市勤労福祉センター条例の一部を改正する条例

第 1 条 大津市勤労福祉センター条例（昭和 60 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「定める額」の次に「（附属設備については、規則で定める額）」を加える。

別表第 1 項の表を次のように改める。

使用者 の区分	使用時間 室名	午前 9 時から 午後 1 時まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 5 時から 午後 9 時まで	午前 9 時から 午後 9 時まで
市民等（市 内に住所又 は勤務場所 を有する者 （法人等に あつては、 市内に事務 所又は事業 所を有する もの）をい う。以下同 じ。）	大ホール	円 3, 480	円 3, 480	円 4, 650	円 10, 460
	会議室 1	2, 160	2, 160	3, 240	6, 480
	会議室 2	1, 620	1, 620	2, 160	4, 860
	会議室 3	860	860	1, 280	2, 580
	研修室 1	1, 620	1, 620	2, 160	4, 860
	研修室 2	1, 280	1, 280	1, 720	3, 860
	小会議室	540	540	810	1, 620
市民等以外 の者	大ホール	5, 230	5, 230	6, 970	15, 690
	会議室 1	3, 240	3, 240	4, 860	9, 720
	会議室 2	2, 420	2, 420	3, 240	7, 280
	会議室 3	1, 290	1, 290	1, 930	3, 870
	研修室 1	2, 420	2, 420	3, 240	7, 280
	研修室 2	1, 920	1, 920	2, 580	5, 800

	小会議室	810	810	1,210	2,430
--	------	-----	-----	-------	-------

別表第2項の表を次のように改める。

使用者 の区分	使用時間 室名	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
市民等		円	円	円	円
	軽スポーツ室	2,010	2,010	2,700	6,060
	工芸室	1,080	1,080	1,620	3,240
	集会室	1,280	1,280	1,710	3,850
	多目的室	2,010	2,010	2,700	6,060
	講座室	1,080	1,080	1,620	3,240
	視聴覚室	1,190	1,190	1,600	3,600
	調理実習室	2,160	2,160	3,240	6,480
	和室1	660	660	990	2,000
	和室2	380	380	570	1,140
市民等以外 の者	軽スポーツ室	3,020	3,020	4,050	9,100
	工芸室	1,620	1,620	2,420	4,860
	集会室	1,920	1,920	2,570	5,770
	多目的室	3,020	3,020	4,050	9,100
	講座室	1,620	1,620	2,420	4,860
	視聴覚室	1,790	1,790	2,400	5,400
	調理実習室	3,240	3,240	4,860	9,720
	和室1	1,000	1,000	1,490	3,000
	和室2	570	570	850	1,720

別表第3項第1号の表中「1,620」を「2,010」に、「1,290」を「1,620」に、「上記」を「市民等」に、「2,430」を「3,020」に、「1,940」を「2,430」に改め、同号の表備考中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とし、第4項を第3項とし、同備考第5項中「1,620円」を「2,010円」に、「2,430円」を「3,020円」に改め、同備考中第5項を第4項とし、別表第3項第2号中「100円」を「120円」に、「市内に住所又は勤務場所を有する者」を「市民等」に、「150円」を「190円」に改め、別表第3項第3号を削り、別表に次の1項を加える。

5 前2項の規定による利用料金の上限額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り

捨てる。

第2条 大津市勤労福祉センター条例の一部を次のように改正する。

別表第1項の表市民等（市内に住所又は勤務場所を有する者（法人等にあつては、市内に事務所又は事業所を有するもの）をいう。以下同じ。）の部小会議室の項中「540」を「600」に、「810」を「900」に、「1,620」を「1,800」に改め、別表第1項の表市民等以外の者の部小会議室の項中「810」を「900」に、「1,210」を「1,350」に、「2,430」を「2,710」に改め、別表第2項の表市民等の部軽スポーツ室の項中「2,010」を「2,420」に、「2,700」を「3,240」に、「6,060」を「7,280」に改め、同部多目的室の項中「2,010」を「2,140」に、「2,700」を「2,860」に、「6,060」を「6,440」に改め、別表第2項の表市民等以外の者の部軽スポーツ室の項中「3,020」を「3,630」に、「4,050」を「4,860」に、「9,100」を「10,920」に改め、同部多目的室の項中「3,020」を「3,210」に、「4,050」を「4,300」に、「9,100」を「9,660」に改め、別表第3項第1号の表中「2,010」を「2,420」に、「1,620」を「1,940」に、「3,020」を「3,630」に、「2,430」を「2,910」に改め、同号の表備考第4項中「2,010円」を「2,420円」に、「3,020円」を「3,630円」に改め、別表第3項第2号中「120円」を「150円」に、「190円」を「230円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定及び附則第3項の規定は、平成32年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の大津市勤労福祉センター条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用の許可に係る利用料金について適用し、同日前の使用の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の大津市勤労福祉センター条例別表の規定は、附則第1項ただし書に規定する日以後の使用の許可に係る利用料金について適用し、同日前の使用の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

議案第78号

大津市空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成29年6月5日提出

大津市長 越 直 美

大津市空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例

大津市空家等の適正管理に関する条例（平成28年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第15条を第16条とし、第14条を第15条とし、第13条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

（大津市空家等対策協議会）

第13条 法第7条第1項に規定する協議会として、大津市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、委員8人以内をもって組織する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 79 号

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成 29 年 6 月 5 日提出

大 津 市 長 越 直 美

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和 63 年条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 石山団地の項中「255」を「249」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第80号

大津市市民プール条例の一部を改正する条例の制定について

平成29年6月5日提出

大津市長 越 直 美

大津市市民プール条例の一部を改正する条例

第1条 大津市市民プール条例（昭和50年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表大津市富士見市民温水プールの項を削り、同条第2項を削る。

第3条中「（和室等を除く。次条、第5条及び第12条第2号において同じ。）」を削り、「以下」の次に「同条及び第10条を除き、」を加える。

第9条中「（和室等を含む。次条、第11条、第12条（第2号を除く。）及び第13条において同じ。）」を削り、「指定管理者」の次に「（次条において「指定管理者」という。）」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

次の表に定めるところにより算定した額に100分の108を乗じて得た額とする。この場合において、10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

区分	単位	利用料金の上限額
中学生等、高齢者及び障害者等	1人1回	200円
回数券	11枚綴	2,000円
一般	1人1回	300円
回数券	11枚綴	3,000円

備考

1 この表中「中学生等」とは、中学校の生徒、小学校の児童及び小学校就学の始期に達

するまでの者をいう。

2 この表中「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。

3 この表中「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者

(2) 滋賀県知事から知的障害者の療育手帳の交付を受けている者

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(4) 前3号に規定する者を介護する者（前3号に規定する者1人につき1人に限る。）

4 この表中「一般」とは、中学生等、高齢者及び障害者等以外の者をいう。

第2条 大津市市民プール条例の一部を次のように改正する。

第2条の表大津市坂本市民プールの項の次に次のように加える。

大津市富士見市民温水プール	大津市富士見台54番46号
---------------	---------------

第3条中「第9条」を「第8条」に、「第10条」を「第9条」に改める。

第6条第1項中「使用者」の次に「(大津市富士見市民温水プールの使用者を除く。)」を加え、同条第2項中「別表」を「別表第1」に改め、同条に次の2項を加える。

4 指定管理者は、市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

5 既に支払われた利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第7条を次のように改める。

(使用料)

第7条 大津市富士見市民温水プールの使用者は、使用の許可の際に、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

2 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

3 既に支払われた使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第8条を削り、第9条を第8条とし、第10条を第9条とし、第11条を第10条とする。

第12条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加え、同条を第11条とし、第13条を第12条とする。

(3) 使用料の徴収に関する業務（大津市富士見市民温水プールの指定管理者に限る。）

別表備考第3項第1号中「身体障害者手帳」の次に「(以下「身体障害者手帳」という。)」を加え、同項第2号中「療育手帳」の次に「(以下「療育手帳」という。)」を加え、同項第3号中「精神障害者保健福祉手帳」の次に「(以下「精神障害者保健福祉手帳」という。)」を加え、同表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第7条関係）

次の表に定めるところにより算定した額に100分の108を乗じて得た額とする。この場合において、10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

区分		単位	使用料
夏期	中学生等、高齢者及び障害者等	1人1回	200円
	回数券	11枚綴	2,000円
	高校生及び一般	1人1回	300円
	回数券	11枚綴	3,000円
夏期以外の期間	中学生等、高齢者及び障害者等	1人1回	300円
	回数券	11枚綴	3,000円
	高校生	1人1回	400円
	回数券	11枚綴	4,000円
	一般	1人1回	600円
	回数券	11枚綴	6,000円

備考

- この表中「夏期」とは、7月から9月までをいう。
- この表中「中学生等」とは、中学校の生徒、小学校の児童及び小学校就学の始期に達するまでの者をいう。
- この表中「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- この表中「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
 - 身体障害者手帳の交付を受けている者
 - 滋賀県知事から療育手帳の交付を受けている者
 - 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
 - 前3号に規定する者を介護する者（前3号に規定する者1人につき1人に限る。）
- この表中「高校生」とは、高等学校の生徒をいう。

6 この表中「一般」とは、中学生等、高齢者、障害者等及び高校生以外の者をいう。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第1条の規定は平成30年4月1日から、次項及び附則第3項の規定は公布の日から施行する。

(準備行為等)

- 2 第2条の規定による改正後の大津市市民プール条例第2条に規定する大津市富士見市民温水プールの指定管理者の指定の手續その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。
- 3 前項の規定により大津市富士見市民温水プールの指定管理者の指定の手續を行う場合において、その候補となる法人その他の団体の選定については、大津市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成25年条例第19号）第11条第2項の規定は、適用しない。

議案第 81 号

大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

平成 29 年 6 月 5 日提出

大 津 市 長 越 直 美

大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例（昭和 41 年条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 1 号中「にあつては」を「には」に、「によつて」を「により」に改め、同項第 2 号中「にあつては」を「には」に改め、同条第 3 項中「によつて」を「により」に、「433 円」を「333 円」に改め、「第 2 号」の次に「に該当する扶養親族については 1 人につき 267 円（非常勤消防団員等に第 1 号に該当する者が不在の場合には、そのうち 1 人については 333 円）を、第 3 号」を加え、「第 5 号」を「第 6 号」に、「掲げる者」を「該当する者及び第 2 号に該当する扶養親族」に、「にあつては」を「には」に、「367 円」を「300 円」に改め、同項第 2 号中「及び孫」を削り、同項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫

第 5 条第 4 項中「満 15 歳」を「15 歳」に、「満 22 歳」を「22 歳」に改め、「以下」の次に「この項において」を加える。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例（第 5 条第 3 項の改正規定（「433 円」を「333 円」に改める部分、「第 2 号」の次に「に該当する扶養親族については 1 人につき 267 円（非常勤消防団員等に第 1 号に該

当する者がいない場合には、そのうち1人については333円)を、第3号」を加える部分(非常勤消防団員等に同項第1号に該当する者がいない場合に係る部分に限る。)及び「367円」を「300円」に改める部分(次項においてこれらを「減額に係る部分」という。)に限る。)を除く。)による改正後の大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例(附則第4項及び第5項において「新条例」という。)の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 3 この条例(第5条第3項の改正規定(減額に係る部分に限る。)に限る。)による改正後の大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例第5条第3項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに施行日前に支給すべき事由の生じた施行日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金(以下この項及び次項において「傷病補償年金等」という。)について適用し、施行日前に支給すべき事由の生じた損害補償(傷病補償年金等を除く。)及び施行日前に支給すべき事由の生じた施行日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。
- 4 新条例第5条第3項の規定は、平成29年4月1日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金等について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償(傷病補償年金等を除く。)及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。
- 5 改正前の大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例(以下「旧条例」という。)第5条第3項の規定に基づいて平成29年4月1日から施行日の前日までの間に、非常勤消防団員等の扶養親族のうち、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子について加算された補償基礎額により支給された旧条例の規定による損害補償は、新条例の規定による損害補償の内払とみなす。

議案第82号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、大津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第21号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成29年6月5日提出

大津市長 越 直 美

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 工 事 名 | 北部クリーンセンター整備事業に伴う敷地造成等整備工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 大津市伊香立北在地町 |
| 3 | 工 事 概 要 | 施工面積 32,187平方メートル
土工事 一式
擁壁工事 一式
排水施設工事 一式
道路整備工事 一式 |
| 4 | 契 約 方 法 | 公募型指名競争入札 |
| 5 | 契 約 金 額 | 892,228,932円 |
| 6 | 契約の相手方 | 大津市打出浜13番15号
株式会社笹川組 |

議案第 83 号

財産の減額譲渡について

次のとおり財産を減額して譲渡することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 29 年 6 月 5 日提出

大 津 市 長 越 直 美

1 譲渡する財産 建物

所 在 大津市茶戸町字柿ノ内 477 番地 1 ほか 4 筆

構 造 鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根・合金メッキ鋼板ぶき 2 階建

面 積 延床面積 810.39 平方メートル

附属建物 プロパンガスボンベ収納庫 2.29 平方メートル

2 譲 渡 価 格 8,235,000 円

3 譲渡の相手方 大津市追分町 16 番 21 号

 社会福祉法人禅心福祉会

議案第 84 号

指定管理者の指定期間の変更について

平成 27 年 12 月 22 日の市議会の議決（議案第 211 号）を経て、同月 28 日に指定した大津市伊香立市民プール、大津市坂本市民プール、大津市富士見市民温水プール、大津市晴嵐市民プール及び大津市曾東市民プールの指定管理者の指定期間を次のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

平成 29 年 6 月 5 日提出

大津市長 越 直 美

1 指定期間の変更

「平成 31 年 3 月 31 日」を「平成 30 年 3 月 31 日」に変更する。

2 変更する理由

指定管理者に一体として管理させている市民プールのうち大津市富士見市民温水プールを、その移転新築のため、平成 30 年 3 月 31 日限り廃止することに伴い、同日後の期間について、大津市伊香立市民プール、大津市坂本市民プール、大津市晴嵐市民プール及び大津市曾東市民プールを一体として管理させる指定管理者を新たに指定する必要があるもの